

在外職員の取扱いに関する規則

平成27年4月1日

規則第20号

改正 平成28年6月1日規則第66号

平成28年8月10日規則第67号

平成28年10月1日規則第69号

平成28年11月8日規則第73号

平成29年1月11日規則第76号

平成29年4月12日規則第88号

平成29年8月10日規則第91号

平成30年4月11日規則第103号

平成30年6月18日規則第105号

平成31年4月11日規則第110号

令和元年11月15日規則第5号

令和2年4月17日規則第1号

令和2年10月19日規則第8号

令和3年4月19日規則第1号

令和4年1月14日規則第8号

令和4年5月16日規則第1号

令和4年11月18日規則第10号

令和5年4月12日規則第1号

目次

第1章 目的(第1条)

第2章 在外職員の給与(第2条～第13条)

第3章 その他の在外職員の就業に関する特例(第14条～第17条)

附則

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、定年制職員就業規程(平成27年度規程第6号)第2条に規定する職員、無期雇用転換職員就業規程(令和4年規程第20号)第2条に規定する無期雇用転換職員、及び任期制職員就業規程(平成27年度規程第7号)第2条に規定する任期制職員のうち、海外

勤務地に勤務する職員(以下「在外職員」という。)の給与、就業等に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 在外職員の給与

(給与の区分)

第2条 在外職員の給与は、在勤手当、本給、期末手当及び扶養手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 在勤手当(在勤基本手当、配偶者手当、在外住居手当、子女教育手当)

(2) 本給、期末手当及び扶養手当

(在勤基本手当)

第3条 在勤基本手当は、月額とし、在勤地及び号の別により、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年4月21日法律第93号)及び在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令(昭和49年5月27日政令第179号)に準じた別表第1に定める額を支給する。この場合において、号の適用は、別表第2に定めるところによる。

(配偶者手当)

第4条 配偶者手当は、配偶者を在勤地へ随伴する在外職員に対し、在勤基本手当の100分の20に相当する額を支給する。

(在外住居手当)

第5条 在外住居手当は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が、家具付きであるときはその額の100分の90に相当する額)から当該家賃の額に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令に準じた別表第3の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額を支給する。この場合において、号の適用は、別表第2に定めるところによる。ただし、在勤地及び号別に定める限度額を上限とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者(以下この規則において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者に支給する在外住居手当の限度額は、別表第3に掲げる額の100分の80に相当する額とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 子(主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。)

- 3 前項の場合において、配偶者等が在外職員より遅れて在勤地に到着し、又は在外職員より先に在勤地を離れるときは、配偶者等が在外職員と同一の住宅に居住した日から居住しなくなった日の前日までを、配偶者等を伴うときとする。
- 4 次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、配偶者等を伴うときとすることができる。ただし、当該在外職員がホテル又はこれに類する宿泊施設に居住している期間についてはこの限りでない。
- (1) 在外職員の配偶者等が死亡し、当該在外職員が引き続き同一の住宅に居住するとき 配偶者等が死亡した日の翌日から帰国(出張のための帰国を除く。)を命じられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命じられて旧在勤地を出発する日の前日まで
- (2) 在外職員が国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の許可を得て配偶者等を一時在勤地から離れさせ、当該在外職員が引き続き同一の住宅に居住するとき 180日を超えない期間
- (3) 在外職員が新在勤地に赴任する際に、機構の許可を得て一時配偶者等を本邦に残留させるとき 180日を超えない期間

(家賃の額)

第6条 在外住居手当を支給する場合において、次の各号に該当するときは、当該各号に規定する額を前条第1項に規定する家賃の額とする。

- (1) 在外職員がホテル又はこれに類する宿泊施設に居住するとき 居住する宿泊施設の室料
- (2) 次に掲げる費用(月割にした額をいう。)の支払を立証する契約書等があるとき 次に掲げる費用を含む契約額(入居時等に一括して支払う経費については、その額を住宅の契約期間で月割した額)の合計額
- ア 住宅への入居に際し家主に支払った権利金、謝金その他の費用で転居又は契約の変更の際に返済されないもの及び仲介業者に支払った手数料
- イ 入居している住宅に係る不動産税その他の諸税であって、借家契約書に含めうるもの
- ウ 住宅用の車庫貸借料(住宅の一部に車庫の施設がないとき又は車庫の貸借料が家賃に含まれていないときに限り、かつ、車1台分とする。)
- エ 冷暖房機、ボイラー及び発電機等の貸借料
- オ 冷蔵庫、レンジ、天火及び皿洗い機等の台所設備の貸借料
- 2 家具付きの住宅に居住している在外職員が、入居日から180日以内に自己の負担で生活

に必要な家具として次の各号に掲げるものを追加購入した場合において、その額が当該在外職員が受ける在勤基本手当の2月分に相当する額を超えたときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該住宅の1月に要する家賃の100分の95に相当する額をもって家賃の額とする。

- (1) 帽子掛
- (2) 長椅子、肘掛け椅子、テーブル、バルコニー用テーブル及び椅子
- (3) 食卓及び椅子、食器棚、飾棚
- (4) 机、椅子、本棚
- (5) 寝台及び寝台枠(子供用ベッド含む。)、たんす、鏡台、サイドテーブル
- (6) 電気スタンド、電灯傘、カーテン及び附属品、シャンデリア、敷物

3 前条第1項及び前2項に規定する家賃の額の基準は、契約書、領収書その他家賃の支払額を証明するに足りる書類(以下「契約書等」という。)に基づいて算定するものとし、在外職員は、在外住居手当の支給に際して、契約書等の写しを添付した在外住居手当認定申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、この規定は、契約の更改、転居その他の理由により家賃の額が改定されるときについて準用する。

4 機構は、前項に規定する申請に基づき家賃の額を認定し、必要と認めるときは、その家賃の額の変更を命じることができる。この場合において、契約書等による使用(貸借料以外の経費については支払)開始日をもって、家賃の額を認定又は変更するものとする。

(子女教育手当)

第7条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次の各号に掲げる者で、主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- (1) 3歳以上18歳未満の子
- (2) 18歳以上に達した子であって、就学する学校(就学地における教育制度による大学又はこれに準じる学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

2 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円とする。

3 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として次条に指定する地(以下「指定地」という。)に所在する海外勤務地に勤務する在外職員の年少子女(6歳以上の年少子女であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして機構が認める教育施設において教育を受ける

べきものに限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が当該海外勤務地の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額(我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として次条に定める額をいう。以下、この条において同じ。)を控除した額を加算した額とする。

- (1) 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する海外勤務地の所在する指定地において学校教育を受けるときは、次の額のうちいずれか少ない額
 - ア 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(以下、この条及び次条において「必要経費」という。)として機構が当該在外職員の勤務する海外勤務地の所在する指定地において標準的であると認定する額
 - イ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
 - (2) 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受けるときは、次の額のうち最も少ない額
 - ア 前号アに規定する額
 - イ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として機構が標準的であると認定する額
 - ウ 前号イに規定する額
- 4 在外職員の勤務する海外勤務地の所在する地であって、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として機構が定める地に所在する海外勤務地に勤務する在外職員の年少子女が当該海外勤務地の所在する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員の勤務する海外勤務地の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として機構が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
 - (2) 前項第1号イに規定する額
- 5 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(次条に指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少

子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として機構が定めるときに該当しないときは、加算される額は、150,000円を限度とする。

- 6 指定地に所在する海外勤務地に勤務する在外職員の年少子女(6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして機構が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該海外勤務地の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、51,000円を限度とする。

(指定地及び標準的な必要経費等)

第8条 子女教育手当を支給する場合において、前条第3項に定める指定地は、ワシントン、ロンドン及びブリスベンとする。

- 2 前条第3項に規定する自己負担額は、22,000円とする。
- 3 前条第3項に規定する「必要経費」は、入学料、授業料、教科書(学校教育法に規定する小学校又は中学校に相当するものとして機構が認める教育施設における教科書に限る。)その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費及びスクールバス利用の対価として納付する経費とし、既出以外の教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用の対価として納付する経費並びに課外活動、父兄会の費用等学校教育を受けるための付随的経費を含まないものとする。
- 4 前項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによるものとし、前条第3項第1号及び第2号に規定する「機構が標準的であると認定する額」は、別表第4に掲げる指定地ごとに同表に掲げる額とする。
- (1) 次号に掲げる入学料等入学時に一括して支払う経費(以下「入学料等」という。)以外の経費については、当該経費の年額を12で除した額
- (2) 入学料等については、納付した入学料等の額(年少子女が卒業し、退学し、又は入学後一定期間を経過したときに納付した入学料の全部又は一部が返還されるものであるときは、当該返還に係る額を差し引いた額)を12で除した額
- 5 前条第5項に規定する「海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設」として機構が指定する施設は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設のうち、日本人学校及び私立在外教育施設とし、同項の「合理的な理由がある場合」は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 過去に英・仏語校(幼稚園・小学校・中学校・高校)に就学していたとき。
- (2) 配偶者の出身国が外国のとき。
- (3) その他特別な理由があるとき。

(本給、期末手当及び扶養手当)

第9条 在外職員の本給及び期末手当は、定年制職員給与規程(平成27年度規程第16号)又は任期制職員給与規程(平成27年度規程第17号)に規定する本給及び期末手当の額に100分の80を乗じて得た額を支給する。この場合において、前回期末手当の基準日の翌日から当該期末手当の基準日の間に赴任又は帰国したときは、当該期末手当の基準日の在勤地により、次の各号に掲げるとおり期末手当を支給する。

(1) 海外勤務地 定年制職員給与規程又は任期制職員給与規程に規定する期末手当の額に100分の80を乗じて得た額

(2) 日本国内 定年制職員給与規程又は任期制職員給与規程に規定する期末手当の額

2 在外職員のうち定年制職員給与規程の適用を受ける職員には、当該規程により扶養手当を支給する。ただし、第4条に規定する配偶者手当の支給を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

(給与の支給)

第10条 在外職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が定年制職員就業規程第12条第1項、無期雇用転換職員就業規程第12条第1項、及び任期制職員就業規程第12条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてこれらの日に最も近い休日でない日)とする。ただし、期末手当を支給する月は、その都度別に定める日とすることができる。

2 前項に規定する給与の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。この場合において、計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

3 前項に規定する給与の支給及びその他の給与等の支給は、外国通貨送金によって行う。この場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

4 前項の規定にかかわらず、在外職員が願いでた場合であって理事長が特に必要と認める場合には、邦貨で支給することができる。

5 在外住居手当の支給を受ける在外職員が在勤地に到着したときの在外住居手当の額は、第2項前段及び次条の支給期間の規定にかかわらず、旅費規程(平成27年度規程第14号)

第28条に規定する着後手当に含まれる宿泊料に対応するものとして、第2項に規定する日割によって計算した3日分の在外住居手当の額に相当する額を控除する。

(在勤手当の支給期間)

第11条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰任を命じられて在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。

2 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日までを在勤基本手当の支給期間とし、在勤基本手当を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命じられ、又は、第15条に規定する休暇帰国を許され、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるときは、60日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。

4 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間中において、配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となったときは、配偶者となった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国するときはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなったとき又は死亡したときは、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで支給する。

5 第3項の場合における配偶者手当は、前項の規定にかかわらず、配偶者が当該在外職員の在勤地に残留するときに限り支給する。

6 配偶者手当を受けている在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、在外職員が死亡した場合において、機構が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日以内の期間に限り、当該在外職員の配偶者に引き続き配偶者手当を支給することができる。

7 第4項の規定にかかわらず、在勤基本手当の支給期間終了後、やむを得ない事由のため機構の許可を得て引き続き配偶者を在勤地に残留させる在外職員には、180日以内の期間においてその事由の存する間、引き続き配偶者手当を支給することができる。

8 在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

9 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日までの在外住居手当を支給する。ただし、在外職員が死亡したときにおいて機構が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡した当時随伴した配偶者等に従前の在外住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。この場合において、配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者があるときは、年長者を先に

する。

- 10 第8項の規定にかかわらず、在勤基本手当の支給期間終了後、やむを得ない事由のため機構の許可を得て引き続き配偶者等を在勤地に残留させる在外職員には、180日以内の期間においてその事由の存する間、引き続き在外住居手当を支給することができる。
- 11 子女教育手当は、在勤基本手当の支給期間中において、在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなったときは、年少子女に該当することとなった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国するとき(その地を出発する日からその地に到着するまでの期間が60日以内であるときを除く。))にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなったとき又は死亡したときは、年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで支給する。ただし、その期間が60日以内であるときは、この限りでない。
- 12 前項ただし書の規定にかかわらず、機構は、次の各号に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、子女教育手当を支給することができる。
 - (1) 帰任を命じられた在外職員の年少子女が当該職員の旧在勤地を出発するとき。
 - (2) 在外職員が離職し、又は死亡したとき。
 - (3) 年少子女が年少子女に該当しないこととなったとき。
 - (4) 年少子女が死亡したとき。
 - (5) 年少子女が心身の故障その他やむを得ない事情により帰国するとき。
- 13 機構は、本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の在勤地又は本邦以外の地を出発した後、60日以内にその地に到着し得ないこととなった場合で次の各号の一に該当し、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、その事実が発生した日まで当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。
 - (1) 帰国を命じられた在外職員が旧在勤地を出発するとき。
 - (2) 在外職員が離職し、又は死亡したとき。
 - (3) 年少子女が年少子女に該当しなくなったとき。
 - (4) 年少子女が死亡したとき。
 - (5) 年少子女に心身の故障等が生じたとき。
- 14 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育

手当を支給する。

- 15 第4項及び第11項の規定にかかわらず、在外職員が第15条に規定する休暇帰国の際、配偶者及び年少子女を随伴するときは、勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が60日を超えるものには60日を超える期間についての配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

(公租公課相当額等の支給)

第12条 在外職員が在勤地において給与に対し公租公課を課せられたときは、機構は、当該在外職員にその公租公課の額に相当する額を支給する。

- 2 前項に規定する公租公課には、在勤地において在外職員が負担する社会保険も含む。この場合において、在外職員が負担する社会保険に戻入れが生じるときは、当該在外職員は、機構にその全額を返還する。
- 3 在外職員及び随伴扶養親族は、機構が付保している海外旅行傷害保険と重複しない内容について、在勤地における医療保険に加入できるものとする。機構は、当該医療保険の加入に要する経費について、1世帯当たり月額30,000円又は年額360,000円(单身者については月額15,000円又は年額180,000円)を上限として負担する。この場合において、医療保険の加入に要する経費の額は、加入時の外国為替市場の相場を基礎として当該経費の支払に用いられる通貨ごとに定める換算率により計算するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特別の事情により当該規定によることが適当でないと認められるときは、機構は、別段の取扱いをすることができる。

(準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、在外職員の給与について必要な事項は、定年制職員給与規程又は任期制職員給与規程の規定を準用する。

第3章 その他の在外職員の就業に関する特例

(休日の取扱い)

第14条 在外職員の休日は、定年制職員就業規程第12条、無期雇用転換職員就業規程第12条、及び任期制職員就業規程第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 海外勤務地の在外日本公館の休館日(在外日本公館が複数あり、休館日が異なるときは、業務上の事情から適当と判断される在外日本公館の休館日)
- 2 暦年において、前項に定める休日の合計日数が定年制職員就業規程第12条、無期雇用転換職員就業規程第12条、及び任期制職員就業規程第12条に定める休日の合計日数を上

回るときは、同項の規定にかかわらず、上回る日数に相当する振替勤務日を設定する。この場合において、振替勤務日は当該暦年のうちに設定するものとし、原則として前年12月末日までに機構が定める。

- 3 第1項の休日は、業務上特に必要がある場合は、勤務時間、休日及び休暇の取扱い細則(平成27年度細則第8号)に定める手続により事前に予告して他の日に振り替えることがある。

(休暇帰国)

第15条 在外職員の特別有給休暇は、定年制職員就業規程第29条、無期雇用転換職員就業規程第29条、及び任期制職員就業規程第29条に規定するものに加えて、海外勤務地に勤務する期間が3年を超える在外職員が受けることのできる休暇のための帰国(以下「休暇帰国」という。)を含むものとする。

- 2 休暇帰国は、海外勤務地に赴任した日(既に休暇帰国を受けたときは、直近の休暇帰国期間が終了した日)以降、引き続き勤務する期間が3年を超える在外職員が、3年につき1回、60日以内(在勤地と本邦との往復所要日数を含む。)の期間を受けることができる。
- 3 休暇帰国を受けようとする場合は、あらかじめその時期及び日数を明示して機構に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、機構は、次の各号に該当していると認めるときに休暇帰国を承認する。

(1) 業務上支障の少ない時期に休暇帰国が行われること。

(2) 提出された休暇予定期間からおおむね6か月以内に在勤地から帰任させる予定がないこと。

(3) その他業務上重大な支障を生じるおそれのないこと。

(健康診断のための帰国)

第16条 在外職員及び随伴扶養親族は、健康状態の確認及び心身の異状の早期発見を目的として、在勤地へ赴任した日の翌日から起算して1年6月経過した後、所定の健康診断の受診及び産業医との面談のための帰国(以下「健康診断のための帰国」という。)をすることができる。

- 2 健康診断のための帰国の期間(在勤地を出発する日から、用務を終了し在勤地に帰着する日までの期間)は、10日以内とする。この場合において、当該期間には休日を含むものとし、原則として当該期間中に年次休暇等の休暇を受けることはできない。ただし、用務の必要性又は天災その他やむを得ない事由があるときは、機構が必要と認める日数を延長することができる。

- 3 前2項に規定する健康診断のための帰国は、在外職員に対する旅行命令による出張とする。この場合において、在外職員及び随伴扶養親族は同一日程で帰国するものとし、随伴扶養親族のみの健康診断のための帰国は認められない。ただし、随伴扶養親族の在勤地への帰着日については、職員が在勤地に帰着した日の翌日から起算して60日の範囲内で、職員と異なる日とすることができる。
- 4 健康診断のための帰国をした在外職員及び当該職員の随伴扶養親族である配偶者は、機構が指定する機関における所定の健康診断及び機構の産業医による健康面談を受けなければならない。
- 5 健康診断のための帰国をした者は、在勤地を出発した日から起算して1年経過した後、再び健康診断のための帰国をすることができる。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、健康診断のための帰国の開始予定日において、在外職員の帰任までの期間が2月に満たないことが明らかであるときは、当該職員の健康診断のための帰国は認められない。

(休暇帰国及び健康診断のための帰国に係る旅費)

第17条 休暇帰国及び健康診断のための帰国に係る旅費は、在外職員及び随伴扶養親族の、在勤地と機構本部との間の往復について、旅費規程に定めるところにより支給する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月1日規則第66号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年8月10日規則第67号)

この規則は、平成28年8月10日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成28年6月1日から適用する。

附 則(平成28年10月1日規則第69号)

この規則は、平成28年10月1日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成28年8月1日から適用する。

附 則(平成28年11月8日規則第73号)

この規則は、平成28年11月8日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成28年11月1日から適用する。

附 則(平成29年1月11日規則第76号)

この規則は、平成29年1月11日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の

規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成29年4月12日規則第88号)

この規則は、平成29年4月12日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月10日規則第91号)

この規則は、平成29年8月10日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成29年8月1日から適用する。

附 則(平成30年4月11日規則第103号)

この規則は、平成30年4月11日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年6月18日規則第105号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月11日規則第110号)

この規則は、平成31年4月11日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月15日規則第5号)

この規則は、令和元年11月15日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、令和元年11月1日から適用する。

附 則(令和2年4月17日規則第1号)

この規則は、令和2年4月17日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年10月19日規則第8号)

この規則は、令和2年10月19日から施行する。

附 則(令和3年4月19日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月14日規則第8号)

この規則は、令和4年1月14日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則(令和4年5月16日規則第1号)

この規則は、令和4年5月16日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月18日規則第10号)

この規則は、令和4年11月18日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、令和4年8月1日から適用する。

附 則(令和5年1月26日規則第14号)

この規則は、令和5年1月26日から施行する。ただし、改正後の在外職員の取扱いに関する規則別表第1（第3条関係）の月額は、令和4年4月1日から令和4年7月31日までについては、同表の月額にかかわらず以下の表の額とし、別表第1は、令和5年1月1日から適用する。

在勤基本手当表(月額)（令和4年4月1日～令和4年7月31日）

単位(円)

号の別 \ 在勤地	ワシントン	ロンドン	ストラスブール
第1号	543,900	518,700	439,700
第2号	509,900	486,200	412,200
第3号	453,300	432,200	366,400
第4号	396,600	378,200	320,600
第5号	340,000	324,200	274,800

附 則(令和5年4月12日規則第1号)

この規則は、令和5年4月12日から施行し、改正後の在外職員の取扱いに関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

在勤基本手当表(月額)

単位(円)

号の別 \ 在勤地	ワシントン	ロンドン	ストラスブール
第1号	591,400	542,200	472,600
第2号	554,400	508,300	443,000
第3号	492,800	451,800	393,800
第4号	431,200	395,400	344,600
第5号	369,600	338,900	295,400

別表第2

在勤基本手当及び在外住居手当の適用号表

号の別		等級
第1号	定年制職員	1等級、2等級
	任期制職員	2等級、3等級
第2号	定年制職員	3等級
	任期制職員	4等級
第3号	定年制職員	4等級
	任期制職員	5等級
第4号	定年制職員	5等級
第5号	定年制職員	6等級
	任期制職員	6等級

備考：等級の別は、定年制職員給与規程第14条別表及び任期制職員給与規程第14条別表第2に定める等級による。

別表第3(第5条関係)

在外住居手当表(月額)

在勤地		ワシントン	ロンドン	ストラスブール
単位		アメリカ合衆国・ドル	ポンド	ユーロ
控除率		11.4%	12.8%	14.4%
限度額	第1号	3,426	2,562	2,659
	第2号	3,030	2,267	2,353
	第3号	2,635	1,971	2,046
	第4号及び第5号	2,372	1,774	1,841

別表第4(第8条関係)

海外子女教育手当に係る指定地及び標準的であると認定する額

(単位：円)

指定地	小学校					中学校					高校				
	日本	英語	英語	仏語	仏語	日本	英語	英語	仏語	仏語	日本	英語	英語	仏語	仏語

	人学 校	校	校+	校	校+	人学 校	校	校+	校	校+	人学 校	校	校+	校	校+
			補習 校		補習 校			補習 校		補習 校			補習 校		補習 校
ワシ ント ン	—	—	—	195, 700	205, 900	—	—	—	195, 700	227, 900	—	—	—	195,7 00	231,3 00

備考 ロンドン及びストラスブールについては、別途定める。